

浄化槽に関する

Q & A

令和4年1月

長野県環境部生活排水課

目次

浄化槽全般

4

Q 1 : 浄化槽とは何ですか。

Q 2 : 浄化槽のしくみを教えてください。

Q 3 : 長野県内の浄化槽の設置状況を教えてください。

浄化槽の設置

7

Q 4 : 住んでいる地域には下水道などの計画がありません。浄化槽を設置したいのですが、公的な補助制度はありますか。

Q 5 : 住んでいる地域に下水道が整備されました。浄化槽を廃止して接続しなければいけないのでしょうか。

Q 6 : 単独処理浄化槽が設置されています。水洗化されているので、生活には不便を感じませんが、何かしなくてはいけないのですか。

Q 7 : 浄化槽を設置するときの手続きについて教えてください。

Q 8 : 浄化槽を設置しました。使い始めるときにしなければいけないことはありますか。

Q 9 : トレーラーハウスに浄化槽を設置することは可能ですか。

浄化槽法・手続き等

10

Q 10 : 浄化槽についてどのようなきまりがありますか。

Q 11 : 環境に良くないと言われたので、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替えたいと思います。どのような手続きが必要ですか？古い浄化槽を撤去するための費用に対する補助はありますか。

Q 12 : 中古住宅を購入したところ、浄化槽が設置されていました。何か手続きをしなければいけないのでしょうか。

維持管理

12

Q13 : 浄化槽を設置しました。浄化槽を使うにあたって気をつけることはありますか。

Q14 : 借家に住んでいます。浄化槽の管理はどのようにしたらよいですか。

Q15 : 転勤のため、長期間家を離れることになり、浄化槽も長期に使いません。どのような手続きをしたらよいですか。点検などはどのようにしたらよいのでしょうか。

保守点検

14

Q16 : 浄化槽を設置したのですが、保守点検が必要と言われました。保守点検とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのでしょうか。

清掃

16

Q17 : 保守点検業者から清掃が必要と言われました。浄化槽の清掃とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのでしょうか。

Q18 : 7人槽の浄化槽を老夫婦2人で使っています。清掃は毎年やらなければいけないのでしょうか。

法定検査

17

Q19 : 法定検査とは何ですか。どのような検査を行うのですか。

Q20 : 保守点検をきちんと行っているのに、法定検査受検の通知が届きました。なぜ法定検査を受けなければならないのですか。

Q21 : 法定検査を受けなかったり、受検を拒否した場合、罰則はありますか。

Q22 : 法定検査の料金はどのように決められているのですか。

Q23 : 指定検査機関とは何ですか。

Q24 : 指定検査機関の公益社団法人 長野県浄化槽協会とは、どのような団体ですか。

Q25 : 定期的に浄化槽の法定検査を受けていますが、以前は地域によって検査の頻度が違うような話を聞きましたが。

Q26 : 法定検査の受検率はどのくらいですか。

Q27：法定検査の申し込みをした覚えがありません。どうして検査に来るのですか。

Q28：法定検査を受けたところ、不適正と言われました。どのように対応したらよいですか。

維持管理組合

24

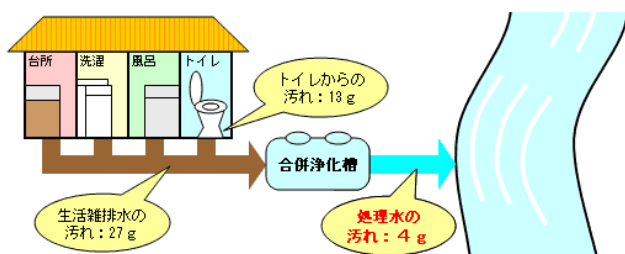
Q29：維持管理組合に加入するよう求められました。維持管理組合とは何ですか。

浄化槽全般

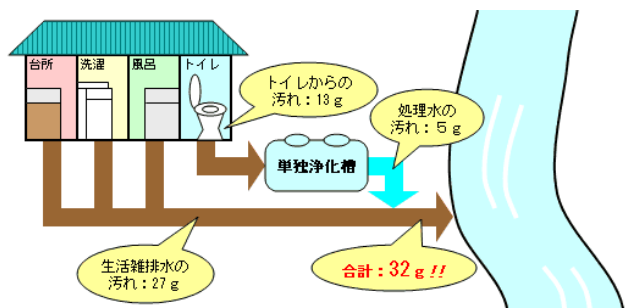
Q 1 : 浄化槽とは何ですか。

浄化槽とは、し尿や生活雑排水などの汚水（生活排水）を微生物の力によって処理する装置です。同じような施設として下水道や農業集落排水施設などがありますが、これらの施設は各家庭からの生活排水を地下に埋め込んだ下水管を通じて集め、一括して処理する施設です。それに対して、浄化槽は各家庭（工場・事業場）に個別に設置する施設です。個別に設置するため、下水道などの集合処理に比べ、迅速な水洗化が可能であり、多数点での放流となるため、環境に対する影響が穏やかになり、河川の自浄作用が期待出来る施設です。最近の浄化槽は、性能も向上し、適正に管理すれば悪臭もなく、下水道と同程度の水質まで汚水を浄化することができます。

浄化槽には、し尿と生活雑排水と一緒に処理する「合併処理浄化槽」と、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」とがありますが、法律の改正により、現在では「単独処理浄化槽」の新たな設置は禁止されました。現在浄化槽といえば「合併処理浄化槽」を指し、「単独処理浄化槽」を「みなし浄化槽」と呼ぶこともあります。「単独処理浄化槽」はし尿の処理しか行わないので、生活排水の汚濁物質の7割近くを占める生活雑排水は河川に垂れ流しになってしまいます。「単独処理浄化槽」を設置しておられる方は、合併処理浄化槽に切り替えるか、下水道等の集合処理区域内であれば、速やかに下水道等に接続いただくようお願いします。



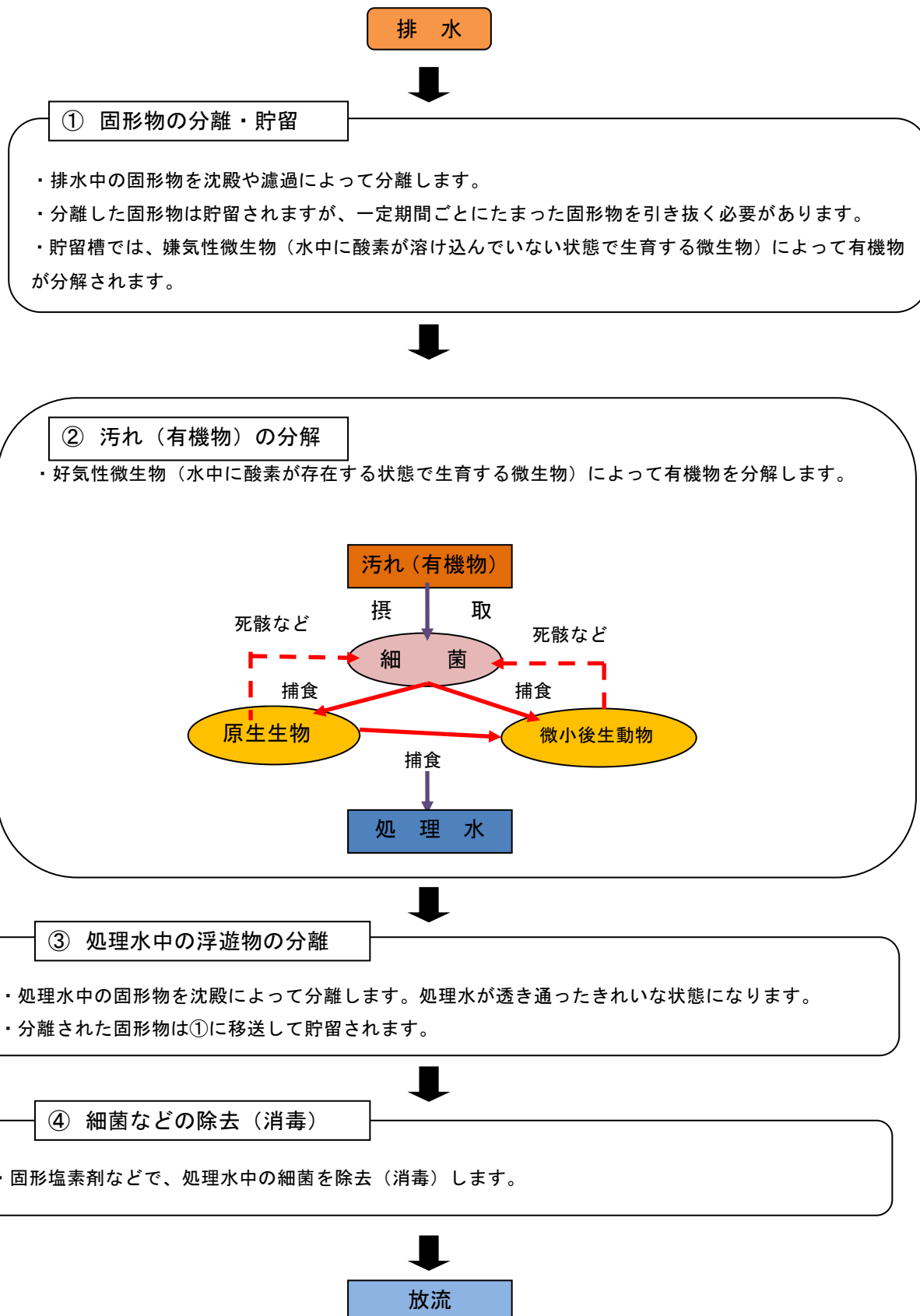
し尿のほか、生活雑排水の汚れも処理され、きれいな水になって放流されます



し尿は処理されますが、生活雑排水は垂れ流し。放流先の河川を汚してしまいます!!

Q2：浄化槽のしくみを教えてください。

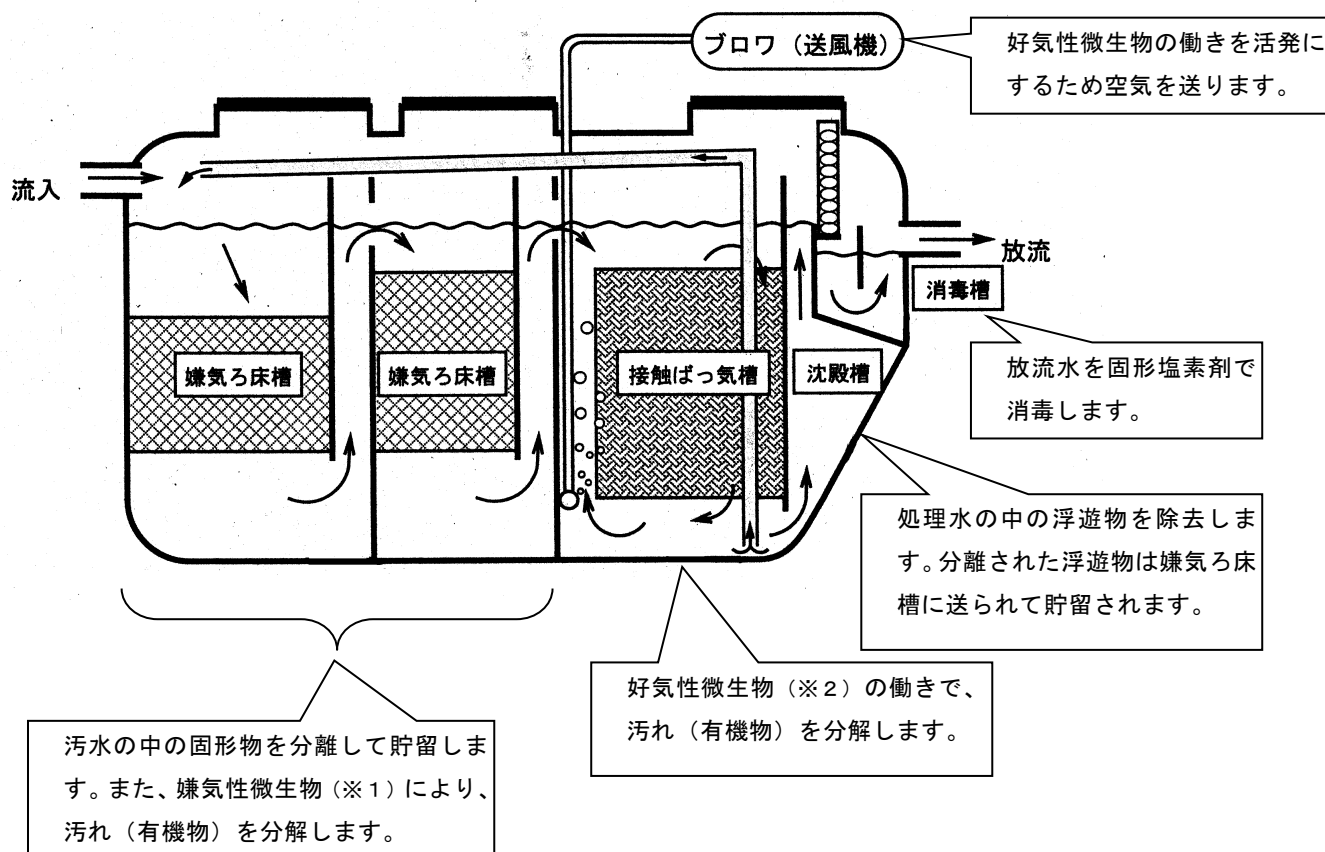
浄化槽は、水中に生息する微生物の働きで、排水中の汚れ（有機物）を分解する装置です。



浄化槽の構造

嫌気ろ床接触ばっ気方式の浄化槽の構造を紹介します。

国土交通大臣が定めた構造基準による処理方式のひとつで、これまでに最も多く設置されている浄化槽です。



※1 嫌気性微生物：水中に酸素が溶け込んでいない状態で生育する微生物

※2 好気性微生物：水中に溶存酸素が存在する状態で生育する微生物

Q3：長野県内の浄化槽の設置状況を教えてください。

県内には、約8万基の浄化槽が設置されています。

浄化槽の新規設置は、下水道などの集合処理の普及もあって減少傾向です。

浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と生活雑排水を合わせて処理する「合併処理浄化槽」があります。単独処理浄化槽を新たに設置することは現在禁止されています。全浄化槽に対する合併処理浄化槽の割合は、全国平均では約5割にとどまっていますが、長野県の場合は8割を超え、合併処理浄化槽の比率が高いことが特徴です。

詳しい設置状況については、お住まいの市町村の浄化槽担当課へお問い合わせください。

浄化槽の設置

Q 4 : 住んでいる地域には下水道などの計画がありません。浄化槽を設置したいのですが、公的な補助制度はありますか。

下水道などの集合処理施設の計画がない地域に浄化槽を設置する場合、多くの市町村で設置に対する補助を行っています。また、今設置している単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合、単独処理浄化槽の撤去費用の補助を行っている市町村もあります。

補助制度の概要や、金額、手続きについては、お住まいの市町村の浄化槽担当課へお問い合わせください。

Q 5 : 住んでいる地域に下水道が整備されました。浄化槽を廃止して接続しなければいけないのでしょうか。

下水道や農業集落排水などの施設は、その地域の住民が接続することを前提に施設の規模などを決めています。施設の維持管理などにかかる費用は、施設を使用する住民が支払う使用料によって賄われるのが原則ですが、接続する（利用する）家庭が少なく使用料収入が十分でない場合、不足分は税金によって補うことになります。下水道などの生活排水施設が供用になった場合、地域の住民がなるべく早く接続して施設を利用することで、下水道などの事業の会計の健全化が進むことになり、税金からの補填が少なくなります。浄化槽を使用している住民の方々にも早期の接続をお願いします。

また、浄化槽の管理は、住民の方々個人に任されていますが、下水道や農業集落排水などの施設に接続すれば、これらの施設は自治体が管理しますので、使用する住民のみなさんは使用料を支払うだけになります。

なお、下水道に関する法律である「下水道法」において、下水道が供用開始された区域については、3年以内の接続が義務付けられています。

Q 6 : 単独処理浄化槽が設置されています。水洗化されているので、生活には不便を感じませんが、何かしなくてはいけないのですか。

し尿と併せて台所やお風呂の排水など生活雑排水も処理する合併処理浄化槽と違って、単独処理浄化槽はし尿しか処理していません。台所、風呂、洗濯、洗面など、日常生活の中で多くの排水が発生しますが、これらの生活雑排水に含まれる汚濁物質は意外に多いのです。（一般家庭から排出される汚濁物質は全体で40gほど。そのうち7割近い27gが生活雑排水に含まれています。）

単独処理浄化槽が設置されている場合、台所やお風呂などの排水はそのまま河川等に排水されますので、水質汚濁につながってしまいます。また、単独処理浄化槽は合併処理浄化槽ほどの浄化能力がありません。（処理後の水質は、合併処理浄化槽ではBOD20mg/l以下であるのに対して、単独浄化槽では90mg/l以下となっています。）

身近な水環境の改善には、これらの生活雑排水の処理が欠かせません。

単独処理浄化槽を設置されている方には、下水道や農業集落排水施設などの整備区域になっている地域では接続を、それ以外の地域においては合併処理浄化槽への付け替えをお願いします。

Q7：浄化槽を設置するときの手続きについて教えてください。

浄化槽の設置は、工事業の登録を受けている業者に発注してください。

浄化槽を設置する場合には、事前に届出をする必要があります。

新築工事に伴い、浄化槽を設置する場合には建築確認を受ける必要があります。お近くの建設事務所建築課（提出先が市町村になる場合もあります。）に建築確認申請を行ってください。

また、くみ取り便所の水洗化に伴う浄化槽設置の場合には、浄化槽設置届出書をお住まいの市町村に届け出なければなりません。また、設置に際して設置費用の補助を受けられる場合もありますので、あらかじめ、工事業者や、お住まいの市町村の浄化槽担当課にご相談ください。

浄化槽を無断で設置した場合は、浄化槽法等に基づき「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」等の規定がありますので、必ず届出等を行ってください。

浄化槽の設置後には、法定検査を受ける必要があります。法定検査には、設置後3ヶ月から8ヶ月に行う7条検査と、以後毎年行う11条検査があります。浄化槽を設置する際に、指定検査機関である公益社団法人 長野県浄化槽協会への法定検査申込みを併せてお願いしています。

Q8：浄化槽を設置しました。使い始めるときにしなくてはならないことはありますか。

「浄化槽使用開始届」の提出が必要です。お住まいの市町村の浄化槽担当課へ提出してください。浄化槽がきちんと設置されているかどうか、正常に機能しているかどうかを確認するため、使用を開始してから3ヶ月から8ヶ月の間に最初の法定検査（浄化槽法の7条検査と呼ばれています）を受ける必要があります。使用開始届が提出されると、法定検査を行う公益社団法人 長野県浄化槽協会から連絡がありますので、日程を調整して検査を受けてください。

また、浄化槽を使う場合には定期的に保守点検と清掃を行う必要があります。使用を開始する前に、保守点検業者及び清掃業者との契約を済ませておきましょう。最初の保守点検については、保守点検業者と相談して、使い始める直前に行ってください。

Q9：トレーラーハウスに浄化槽を設置することは可能ですか。

住宅等建築物に浄化槽を設置する場合は、建築基準法に基づく建築確認等の審査が必要ですが、随時かつ任意に移動できる状態のトレーラーハウスは建築物とは認められないため、建築基準法に基づく人槽算定等の審査対象となりません。このため、トレーラーハウスに浄化槽を設置することは建築基準法に基づく審査対象とならず、適切な設置条件等の確認が困難になると考えられます。

しかし、浄化槽で処理対象とする排水の排出対象施設は、浄化槽法において建築物に限定するものではないため、トレーラーハウスに接続する場合においても、浄化槽法の規定に基づく設計や、浄化槽設備士の監督による配管等を含めた設置施工、保守点検・清掃・検査受検等の維持管理の履行が確実に確認可能であり、かつ、トレーラーハウスを撤去や移動に伴い排水管を分離する際の浄化槽廃止手続きと撤去が確約される場合には、設置が可能と考えられます。

また、浄化槽法第2条第1項において、浄化槽は「便所と連結して、・・・（後略）」と定義されていることから、トレーラーハウスを一時的でも移動させ再度排水管を連結する場合には、移動時の廃止の手続きや、再連結する際に新規設置に係る一連の届出手続きや施工状況の確認等配管構造の審査が必

要となります。

トレーラーハウスへの浄化槽設置の適否は、地域条件等の確認が必要になりますので設置場所管轄の市町村にお問い合わせください。

なお、トレーラーハウスは設置条件等により建築物と判断される場合もありますので、建築確認の必要性については、設置場所管轄の建設事務所建築課等建築審査を担当する特定行政庁にお問い合わせください。

注：浄化槽の撤去にあたり、廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、適切に処分される必要があります。不法投棄は5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人の場合3億円)以下の罰金またはその両方が科されることが規定されています。

Q10：浄化槽についてどのような決まりがありますか。

1 浄化槽を使用する人の使用方法に関する決まり

(「浄化槽の使用に関する準則」浄化槽法施行規則第1条)

- ① し尿を洗い流す量は適正量とすること。
- ② 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等で浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないこと。
- ③ 単独処理浄化槽では、雑排水を流入させないこと。
- ④ 合併処理浄化槽では、工場廃水、雨水その他特殊な排水を流入させないこと。
- ⑤ 電気設備のある浄化槽の電源を切らないこと。
- ⑥ 浄化槽の上部、周辺に保守点検や清掃の邪魔となる構造物を作らないこと。
- ⑦ 浄化槽の上に浄化槽の機能を妨げるような荷重をかけないこと。
- ⑧ 通気口をふさがないこと。

2 浄化槽管理者の義務

家庭用浄化槽は、各家庭に管理責任があります。浄化槽の設置者等は、浄化槽法では「浄化槽管理者」として定められており、次のような義務があります。

- (1) 浄化槽の保守点検と清掃を、毎年、法律で定められた回数行い（家庭用小型合併処理浄化槽（20人槽以下）では、保守点検は4ヶ月に1回以上、清掃は年に1回以上）、その記録を3年間保存すること。
- (2) 指定検査機関の行う水質に関する検査を受けること。
この検査は「法定検査」と呼ばれている検査で、設置後等の水質検査（7条検査）と年1回の定期検査（11条検査）の2種類の検査があります。

3 使用開始報告書等の提出

- ① 浄化槽を使用開始した後、30日以内にお住まいの市町村の浄化槽担当課に「使用開始報告書」を提出してください。
- ② 下水道への接続等により浄化槽を廃止した場合は、「廃止届」を市町村の浄化槽担当課に提出してください。

Q11：環境に良くないと言われたので、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替えたいと思います。どのような手続きが必要ですか？古い浄化槽を撤去するための費用に対する補助はありますか。

浄化槽を付け替える場合は、単独処理浄化槽については廃止の届出を、合併処理浄化槽については設置の届出を提出する必要があります。詳しくはお住まいの市町村の浄化槽担当課や、浄化槽の工事業者にお尋ねください。

新しく設置する合併処理浄化槽の設置費用の補助については、お住まいの市町村の浄化槽担当課にご相談ください。また、合併処理浄化槽を設置する際には、単独処理浄化槽を撤去する必要がありますが、市町村によっては、この撤去費用や合併処理浄化槽の宅配配管敷設費についても補助を受けられる場合がありますので併せてご確認ください。

Q12：中古住宅を購入したところ、浄化槽が設置されていました。何か手続きをしなければならないのでしょうか。

浄化槽の管理者が変わったこととなりますので、30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を、お住まいの市町村の浄化槽担当課へ提出してください。

また、浄化槽を使用する場合には、適正な維持管理が重要です。定期的な保守点検、清掃のほか、きちんと浄化槽が機能しているか、年に1回の法定検査が必要です。法定検査は、知事が指定している「指定検査機関」である公益社団法人 長野県浄化槽協会が実施する検査で、保守点検や清掃などの管理が正しく行われているかをチェックします。

報告書の提出とともに、保守点検業者、清掃業者との契約、法定検査の申込みも併せてお願いします。

Q13：浄化槽を設置しました。浄化槽を使うにあたって気をつけることはありますか。

浄化槽とは、し尿や生活雑排水などの汚水を、微生物の力によって浄化する装置です。浄化槽の本来の機能を十分発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

浄化槽の適正な管理には、保守点検、清掃、法定検査の実施が欠かせません。

しかし、正しい使用方法に従わないと、たとえ業者に頼んで適正な管理をしてもらっていても、正常に汚水の処理ができなくなるおそれがあります。浄化槽を設置している場合には、次の点に気をつけて生活してください。

- 1 **便器の清掃は水又はぬるま湯で行い、塩酸や漂白剤、洗剤・洗剤などは使わないでください。**
便器の掃除の際、塩酸や漂白剤、洗剤・洗剤などを使うと、浄化槽の中の大切な微生物が死んでしまいますので、十分に注意してください。
- 2 **トイレトーパーをお使いください。**
ティッシュペーパーは配管つまりの原因となるので使用しないでください。
新聞紙、たばこの吸い殻や紙おむつ、衛生用品などもトイレに流さないでください。
- 3 **各装置の電源は勝手に切らないでください。**
ばっ気型の浄化槽は、電源を切ると浄化槽に空気が送れなくなり、微生物が死んで処理ができなくなります。
- 4 **浄化槽の上にものを置かないでください。**
保守点検や清掃や調査の時に支障をきたします。また、浄化槽の上に車を停めるなど、過剰な荷重をかけると、浄化槽が破損する恐れがあります。
- 5 **浄化槽の上に建物をつくらないでください。**
最近土地の高層利用化の傾向から、通路の下、車庫の下、斜面、地下室などに浄化槽を設置する例がありますが、後の保守点検や清掃に支障をきたしますので望ましくありません。
- 6 **浄化槽に故障や異常が発生した場合は、直ちに保守点検業者に連絡し処置してください。**
故障や異常が発生した場合は、直ちに保守点検業者に連絡してください。

Q14：借家に住んでいます。浄化槽の管理はどのようにしたらよいですか。

基本的には、借家の管理者や所有者が浄化槽の管理の義務を負うことが多いですが、使用者の方が管理するようになっていることもありますので、浄化槽の管理について借家の管理者や所有者に確認してください。

借家の管理者や所有者、使用者のどちらが浄化槽の管理の義務を負う場合についても、保守点検や清掃、法定検査についてQ16からQ28を参考に、適切に行うようにしてください。

また、浄化槽を使用する際には、どのように浄化槽を使うか（どのような生活をするか）とても重要です。Q13を参考に適切な使用をお願いします。

Q15：転勤のため、長期間家を離れることになり、浄化槽も長期に使いません。どのような手続きをしたらよいですか。点検などはどのようにしたらよいのでしょうか。

転勤や、海外駐在など、長期にわたって家を空ける場合、休止の手続きをされるのがおすすめです。休止の手続きをすることで、保守点検や清掃、法定検査の維持管理の義務が免除されます。

休止の手続きをするためには、休止のための清掃と休止届の提出が必要になります。休止の手続きをされたい場合は、保守点検業者または清掃業者にご相談ください。

また、休止した浄化槽を再度使用する場合には、再開届の提出が必要になります。再開される際にも保守点検業者へご相談いただくようお願いいたします。

ただし、別荘などで年に数回滞在するような場合には、完全に休止してしまうと浄化槽が正常に機能しません。受入れの準備など機能維持のために必要な作業も必要ですので、定期的に保守点検、清掃、法定検査を受け、管理を続けられることをお勧めします。

保守点検

Q16：浄化槽を設置したのですが、保守点検が必要と言われました。保守点検とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのですか。

浄化槽とは、し尿や生活雑排水などの汚水を、微生物の力によって浄化する装置です。浄化槽の本来の機能を十分発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

浄化槽の管理には、保守点検、清掃、法定検査の実施が欠かせません。これらは「浄化槽法」で、浄化槽設置者（管理者）の義務とされている維持管理の内容です。

そのうち、保守点検とは、浄化槽がきちんと動くためのメンテナンスです。

浄化槽は、微生物の力によって汚水を処理するものですから、微生物が活発に活動出来る環境を作る必要があります。

しかし、使用している人数や使用の状況は家庭によって異なりますし、季節によって水温も変化します。また、浄化槽には様々なタイプのものであり、それぞれの状況にあったメンテナンスをする必要があります。それが保守点検です。

保守点検の内容

- 汚泥の調整
- 空気量の調整
- 浄化槽内の洗浄
- 機器の点検や調整
- 水質の管理 など

保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。お住まいの地域で保守点検できる業者については、お近くの地域振興局環境担当課へお問い合わせください。

また、県のホームページでも公開しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/seikatsuhaisui/kensei/soshiki/soshiki/kencho/haisui/index.html>

（営業区域にお住まいの市町村が入っていることを確認してください。）

長野市内及び松本市内に設置された浄化槽の保守点検を行う業者は、長野県の登録ではなく、それぞれの市の登録を受ける必要があります。詳しくは長野市廃棄物対策課（電話 026-224-7320）または松本市環境保全課（電話 0263-34-3024）にお問い合わせください。

また、長野市の保守点検業者名簿は、長野市の公式ホームページ上で公開しています。

<http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/11409.html>

保守点検は法律（浄化槽法）で定める基準に従って行われる必要があります。

また、保守点検の回数は、浄化槽のタイプや大きさによって異なります。

詳しくは、お使いになる浄化槽の取扱説明書をご確認ください。

保守点検の実施頻度（浄化槽法）

（表の期間ごとに1回以上実施）

	処理方式	種類	期間
合併処理	分離接触ばっ気、嫌気ろ床接触ばっ気、脱窒ろ床接触ばっ気	処理対象人員 20 人以下	4 ヶ月
		処理対象人員 21 人以上 50 人以下	3 ヶ月
	活性汚泥		1 週
	回転板接触、接触ばっ気、散水ろ床	① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有するもの	1 週
		② スクリーン及び流量調整槽（タンク）を有するもの（①を除く）	2 週
		③ ①及び②以外のもの	3 ヶ月
単独処理	全ばっ気	処理対象人員 20 人以下	3 ヶ月
		処理対象人員 21 人以上 300 人以下	2 ヶ月
		処理対象人員 301 人以上	1 ヶ月
	分離接触ばっ気、分離ばっ気、単純ばっ気	処理対象人員 20 人以下	4 ヶ月
		処理対象人員 21 人以上 300 人以下	3 ヶ月
		処理対象人員 301 人以上	2 ヶ月
散水ろ床、平面酸化床、地下砂ろ過		6 ヶ月	

Q17：保守点検業者から清掃が必要と言われました。浄化槽の清掃とは何ですか。どのような業者に頼んだら良いのですか。

浄化槽とは、し尿や生活排水などの汚水を、微生物の力によって浄化する装置です。浄化槽の本来の機能を十分発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

浄化槽の管理には、保守点検、清掃、法定検査の実施が欠かせません。これらは「浄化槽法」で、浄化槽設置者（管理者）の義務とされている維持管理の内容です。

浄化槽を適正に使用していても、1年間程度経過すると、浄化槽の中に微生物の死骸や、汚泥が貯まってきます。これを放置すると、浄化槽の働きが衰えるばかりでなく、排水を通じて汚泥などが流出し、周辺環境を汚染することにもなりかねません。そこで、これらの汚泥などを除去するための清掃が必要です。

清掃の時期は、使用している人数や使用の状況によって異なりますが、1年に1回が義務とされています。（全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上）

浄化槽の清掃は、法律（浄化槽法）で定める基準に従って行わねばなりません。清掃を行うためには、市町村長の許可（または委託）が必要です。許可を受けた業者かどうか確認して委託してください。許可業者については、お住まいの市町村の浄化槽担当課にお問い合わせください。

また、清掃後には清掃の記録票が渡されますので、3年間は保管しておいてください。

Q18：7人槽の浄化槽を老夫婦2人で使っています。清掃は毎年やらなければいけないのでしょうか。

浄化槽を使用していると、浄化槽の内部に「汚泥」と呼ばれる泥状の汚れが貯まってきます。汚泥をそのまま放置すると、浄化槽の機能が低下したり、浄化槽の放流水に流出したりします。

また、清掃の役割は、たまった汚泥の引き抜きだけではなく、槽内設備の状態を確認したり、破損事故や悪臭トラブルを未然に防止するなどの役割も担っています。

清掃は年に1回以上実施するようお願いします。

ただし、浄化槽の使用状況によっては、浄化槽全体について清掃を行わず、部分的な清掃で十分な場合もあります。保守点検業者、清掃業者と相談して、必要な範囲の清掃を行ってください。

法定検査

Q19：法定検査とは何ですか。どのような検査を行うのですか。

法定検査とは、都道府県知事が指定した検査機関（指定検査機関）が行う定期的な水質等の検査のことで、設置後に行う検査（7条検査）と、その後毎年実施する検査（11条検査）があります。いずれも「浄化槽法」で、浄化槽管理者（設置者）の義務とされている検査です。浄化槽の大きさや処理方式にかかわらず、すべての浄化槽が法定検査を受ける必要があります。

7条検査（設置後等の水質検査）

新しく浄化槽を設置した場合や、浄化槽の構造や規模を変更した場合に行う検査です。浄化槽の使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に、指定検査機関が実施します。この検査は、浄化槽法第7条に規定されている検査であるため、通常7条検査と呼ばれています。

浄化槽が適正に設置されているかどうか、正常に機能しているかどうかを検査します。

11条検査（以後毎年実施する定期検査）

浄化槽が正常に機能するためには、保守点検や清掃などの維持管理を適正に行う必要があります。保守点検や清掃などの維持管理が適正に行われているかを、第三者の視点から検査します。

具体的な検査の内容は、次のとおりです。

法定検査の内容

	法第7条（設置後等の水質検査）	11条検査（定期検査）
	使用開始後3か月～8か月の間	年1回
	浄化槽が適正に設置され、かつ浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを早い時期に確認する。	浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを定期的、継続的に判断する。
外 観 検 査	浄化槽の設置場所において、その設置されている状況を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により、実施する。	
	ア 設置状況 イ 設備の稼働状況 ウ 水の流れ方の状況 エ 使用の状況 オ 悪臭の発生状況 カ 消毒の実施状況 キ 蚊、はえ等の発生状況	ア 設置状況 イ 設備の稼働状況 ウ 水の流れ方の状況 エ 使用の状況 オ 悪臭の発生状況 カ 消毒の実施状況 キ 蚊、はえ等の発生状況
水 質 検 査	ア 水素イオン濃度 イ 汚泥沈殿率 ウ 溶存酸素 エ 透視度 オ 硝酸性・亜硝酸性窒素 カ 残留塩素濃度 キ 生物化学的酸素要求量（BOD） ク 水温	ア 水素イオン濃度 イ 溶存酸素 ウ 透視度 エ 残留塩素濃度 オ 生物化学的酸素要求量（BOD） カ 水温
書 類 検 査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施する。	保存されている保守点検及び清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否か等について検査を実施する。

法定検査の検査結果は検査結果書として、指定検査機関である公益社団法人 長野県浄化槽協会から浄化槽管理者あてに郵送されますので、3年間保存してください。また、検査終了後、検査員が検査済証を交付し、見やすい場所に貼付します。結果に問題があった場合は、適切な保守点検や清掃が行われていない可能性がありますので、保守点検業者や清掃業者に十分な説明や対応を求めてください。

また、法定検査の結果は、浄化槽の管理者に報告されると同時に、指定検査機関から直接、都道府県にも報告されることとなります。問題がある浄化槽に対しては、別途地域振興局から、助言や指導が行われる場合があります。

Q20：保守点検をきちんと行っているのに、法定検査受検の通知が届きました。なぜ法定検査を受けなければならないのですか。

法定検査とは、都道府県知事が指定する検査機関（指定検査機関）が行う定期的な水質等の検査のことで、設置後等に行う検査（7条検査）と、その後毎年実施する定期検査（11条検査）があり、「浄化槽法」で、浄化槽設置者（管理者）の義務とされています。

法定検査の役割は、浄化槽が適正に設置され、保守点検や清掃が正しく行われているかを判断し、放流水が水質基準を満たしているかを検査することです。また、検査の客観性を担保するために、法定検査は保守点検業者とは別の、「指定検査機関」が行うことになっています。

個々の浄化槽の機能を適正に保つことを目的とする保守点検や清掃に対し、法定検査は個々の浄化槽の設置状況や稼働状況、放流水の水質を検査して、その結果を行政に報告し、必要に応じて改善を促すことが目的です。それぞれ役割が分かれており、どちらも浄化槽を適正に維持していく上で必要なものです。

法定検査の結果は、浄化槽管理者に報告されると同時に、指定検査機関から直接、都道府県にも報告されることとなります。結果に問題があった場合は、適切な保守点検や清掃が行われていない可能性がありますので、保守点検業者や清掃業者に十分な説明や対応を求めてください。これらの対応に不明な点などありましたら、お近くの地域振興局環境担当課にご相談ください。

また、問題がある浄化槽に対しては、別途地域振興局から、助言や指導が行われる場合があります。

Q21：法定検査を受けなかったり、受検を拒否した場合、罰則はありますか。

浄化槽法の規定に基づき命令や罰則が適用される場合があります。法定検査を受検していない浄化槽管理者に対し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要がある場合に、都道府県知事は法律に基づき法定検査の受検の指導、助言、勧告、命令を行うことができ、命令に違反した者には「30万円以下の過料に処する」との規定があります。

法定検査は、浄化槽管理者（設置者）が、浄化槽を正常な状態に維持するための保守点検を基準どおり行っているかを含め、清掃や使用状況や浄化槽の外観、これまでの保守点検、清掃及び検査に関する書類、放流水等の状況について、第三者である指定検査機関（公益社団法人 長野県浄化槽協会が、長野県知事の指定を受けています。）が公正中立に検査するもので、いわば浄化槽の健康診断にあたりますので、趣旨をご理解の上、法定検査を受けてください。

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第7条の2 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 第七条第二項の規定は、前項本文の水質に関する検査について準用する。

第12条の2 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第66条の2 第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

Q22：法定検査の料金はどのように決められているのですか。

法定検査の事業は、浄化槽管理者（設置者）からいただく法定検査手数料で行われています。法定検査手数料は、有資格者である法定検査員の人件費、試験器材や車輛等の費用、薬品などの消耗品など、法定検査に必要な支出と手数料の収入が等しくなることを基本に、全国の法定検査手数料なども参考にしています。

法定検査の手数料は法定検査の指定検査機関である公益社団法人 長野県浄化槽協会が独断で決めることはできません。指定している都道府県知事が、手数料の金額について適当かどうか審査を行っています。料金が改定された場合には、県報に告示します。

毎年実施する法定検査の手数料は、浄化槽の設置者の皆様にとって大きな負担となりますので、公益社団法人 長野県浄化槽協会では、検査に要する経費の削減に取り組んでいます。

現在の手数料は、次のとおりとなっています。

法定検査の手数料

浄化槽の規模	浄化槽法第7条に規定する検査	浄化槽法第11条に規定する検査
20人槽以下	12,000円	5,000円
21～100人槽	16,000円	10,000円
101～300人槽	19,000円	13,000円
301～500人槽	21,000円	15,000円
501～2,000人槽	28,000円	22,000円
2,001人槽以上	38,000円	30,000円

Q23：指定検査機関とは何ですか。

浄化槽の機能を正常に保つためには、保守点検、清掃の実施のほか、設置後等とその後年に1回の法定検査の受検が必要です。法定検査とは、浄化槽が適正に設置され、保守点検や清掃が正しく行われているかを判断し、放流水が水質基準を満たしているかを検査するもので、この検査は、都道府県知事が指定した検査機関が行います。これが「指定検査機関」です。

浄化槽の設置や、保守点検・清掃・法定検査の維持管理などについては、「浄化槽法」という法律で定められています。この指定検査機関についても、指定の基準が定められており、基準に基づき審査を受けた上で指定しています。

指定の基準の主なものは次のとおりです。

- 社団法人又は財団法人であること。
- 適切な計画に基づき検査業務が適正かつ確実にできる経理的、技術的基礎を有していること。
- 一定の資格及び実務に従事した経験を有する浄化槽検査員を置くこと。
- 検査料金が適当であること。

現在、長野県では、公益社団法人 長野県浄化槽協会が唯一の指定検査機関で、昭和61年4月1日に指定されました。

公益社団法人 長野県浄化槽協会の法定検査に関する組織

組織	設置場所	管轄区等	連絡先		
			電話	FAX	
事務局	長野県庁西庁舎内		026-234-7637	026-233-4864	
検査センター	東信支所	佐久合同庁舎内	佐久地域振興局の管轄区域	0267-63-1105	0267-62-8600
	南信支所	伊那合同庁舎内	上伊那地域振興局・南信州地域振興局の管轄内	0265-72-5740	0265-98-0256
	諏訪分室	諏訪合同庁舎内	諏訪地域振興局の管轄区域	0266-53-6201	0266-53-6240
	中信支所	松本合同庁舎内	木曾地域振興局・松本地域振興局・北アルプス地域振興局の管轄区域、松本市	0263-47-7851	0263-47-5170
	北信支所	長野合同庁舎内	上田地域振興局・長野地域振興局・北信地域振興局の管轄区域、長野市	026-232-7785	026-225-9027

ホームページアドレス <http://www.nagano-joukaso.or.jp/>

Q24：指定検査機関の公益社団法人 長野県浄化槽協会とは、どのような団体ですか。

公益社団法人 長野県浄化槽協会は、現在長野県が指定している唯一の指定検査機関です。

沿革

公益社団法人 長野県浄化槽協会は、浄化槽の適正な維持管理を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、昭和52年1月17日に長野県と各地域の維持管理組合により「(社)長野県浄化槽維持管理協会」として設立されました。

昭和55年5月14日には、厚生大臣から法定検査機関として指定され、また昭和61年4月1日には浄化槽法第57条の規定に基づく県内唯一の指定検査機関として県知事の指定を受け、浄化槽法第7条（設置後等の水質検査）及び第11条（定期検査）に基づく法定検査を実施しています。

平成6年3月28日には、浄化槽に係る業者（施工、保守点検、清掃）の任意団体である長野県浄化槽協会と合併し、「社団法人 長野県浄化槽協会」に改称し、浄化槽に関して施工から維持管理までのすべてに関係する県内唯一の法人として、活動しています。

平成25年4月1日から公益社団法人に移行しています。

事業内容

- (1) 浄化槽の正しい知識の普及
- (2) 浄化槽に関する情報の収集、伝達及び図書機関誌の発行
- (3) 浄化槽の法定検査の実施

- (4) 浄化槽に関する各種行政事務、施策等への協力
- (5) 浄化槽の施工、保守点検、清掃各業者の資質の向上並びに施工、保守点検、清掃に関する技術及び知識の習得に関する講習会、研修会の開催

公益社団法人 長野県浄化槽協会の組織等

- ・ 会員は、浄化槽関係業者、維持管理組合等の方々です。
- ・ 理事と監事の役員が置かれ、理事のうちから、会長（1名）、副会長、常務理事が選任されます。会の事業計画や予算、決算など重要事項については、理事会で協議され、総会において議決されます。
- ・ 会には専門部会が置かれ、各部会において様々な課題等について検討しています。現在設置されている部会は、「施工部会」「保守点検部会」「清掃部会」の3つです。
- ・ 法定検査事業については、総括を事務局が行い、実際の検査に係る業務は県下に5つある検査センター（東信・南信・中信・北信の4支所と諏訪の1分室）で実施しています。

Q25：定期的に浄化槽の法定検査を受けていますが、以前は地域によって検査の頻度が違うような話を聞きましたが。

法定検査は浄化槽法の規定により浄化槽管理者に義務づけられている検査ですが、この検査は、設置者が法定検査の申込みを行い、その申込みを受けて指定検査機関である公益社団法人 長野県浄化槽協会が検査を実施することになっています。

設置後に行う7条検査は、ほぼ100%行われていますが、その後の11条検査については、公益社団法人 長野県浄化槽協会の検査体制や、浄化槽管理者の理解が得られないなどの理由により、検査を実施できていない浄化槽や地域の事情により数年に1度の検査となっている浄化槽が過去にはありました。

長野県では、11条検査が浄化槽法のとおり年1回実施されるよう、公益社団法人 長野県浄化槽協会と協議を進めた結果、平成30年4月から検査の効率化を図り、すべての浄化槽を対象に年1回の11条検査を実施します。

より多くの浄化槽が検査により適正に維持管理がなされることで、身のまわりの水環境を守ることができます。そのため、長野県、公益社団法人 長野県浄化槽協会では、法定検査の啓発を含め、受検率の向上に努めています。浄化槽管理者の皆様のご理解をお願いします。

なお、検査を受けていない浄化槽についての情報があれば、お近くの地域振興局環境担当課が受検について指導をしますのでご連絡ください。

Q26：法定検査の受検率はどのくらいですか。

浄化槽法で、浄化槽の維持管理（保守点検や清掃、日常管理など）が適正に行われているかを確認するため、浄化槽管理者に義務付けられているのが法定検査です。設置後に行う7条検査はほぼ100%行われていますが、毎年の実施が義務付けられている11条法定検査については、指定検査機関の検査体制や、浄化槽管理者の理解が得られないなどの理由により、平成29年ころまでは全国平均と同レベルの40%台にとどまっていました。

平成30年4月から浄化槽法第11条検査の効率化を図り、すべての浄化槽を対象に年1回の11条検査を実施したことで、受検率が向上し、現在は70%台となっています。今後も受検率100%をめざしていきます。

法定検査の受検率の低さは、浄化槽の管理への信頼性を損なうことから、長野県、公益社団法人長野県浄化槽協会では、法定検査の啓発を含め、更なる受検率の向上に努めています。浄化槽管理者の皆様のご理解をお願いします。

Q27：法定検査の申し込みをした覚えがありません。どうして検査に来るのですか。

法定検査は浄化槽管理者（設置者）の法定義務であり、浄化槽設置時に県指定の検査機関へ検査を申し込むことにより、以降継続的に検査を実施しています。初回の申し込みのみで、毎回申し込みをいただく必要はありません。

法定検査の申し込みは直接指定検査機関に申し込んでいただいておりますが、浄化槽の設置に併せて申し込んでいただくことが多くなっていますので、浄化槽を設置する際の届出書類等を確認してください。

公益社団法人長野県浄化槽協会では、法定検査の申込書に基づいてリストを作成し法定検査を実施していますので、基本的に申込みのないお宅へ検査に行くことはありません。申し込みを受けてから検査に伺います。

検査申込されない場合は法定検査が受検できませんので、浄化槽管理者としての義務が履行されないこととなります。

Q28：法定検査を受けたところ、不適正と言われました。どのように対応したらよいですか。

法定検査の結果が不適正となった場合は、浄化槽の設備に問題があるか、適切な保守点検や清掃が行われていない可能性があります。また、不適正という判断でない場合でも、浄化槽の管理の問題点が指摘されることも多くなっています。法定検査を受けたら、検査結果を必ず確認して、問題がある部分の改善を図ってください。

法定検査に立ち会っている場合には、法定検査員が内容について説明してくれますので、不明な点はお尋ねください。法定検査員に直接尋ねることができない場合は、保守点検業者や清掃業者に十分な説明や対応を求めるか、お近くの地域振興局環境担当課にご相談ください。

Q29：維持管理組合に加入するよう勧められました。維持管理組合とは何ですか。

浄化槽がきちんと機能するためには、浄化槽設置者が浄化槽について十分に知り、適切な使用や管理をする必要があります。浄化槽設置者に浄化槽の知識や、管理の方法などを知ってもらい、浄化槽を適切に管理することで、身近な生活環境を向上させることなどを目的に、多くの地域で浄化槽設置者による組合が作られています。

組合の活動内容は、組合によってさまざまですが、設置者向けの講習会や、啓発資料の作成、設置者自らがお互いの浄化槽の状態を点検する浄化槽パトロールなど、地域にあった活動を行っています。組合によっては、保守点検などを組合が行っている場合もあります。

また、市町村によっては組合に加入することを前提に、浄化槽の維持管理費に対する補助を行っている場合もありますので、活動内容など不明な点は組合の事務局にお尋ねください。

維持管理組合は、浄化槽の維持管理向上のため設置された浄化槽管理者の組織です。趣旨をご理解いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。

浄化槽に関するお問い合わせ

長野県環境部生活排水課 TEL 026(235)7299

【地域振興局】

佐久地域振興局環境・廃棄物対策課	TEL 0267(63)3166	(小諸市・佐久市・南佐久郡・北佐久郡)
上田地域振興局環境課	TEL 0268(25)7134	(上田市・東御市・小県郡)
諏訪地域振興局環境課	TEL 0266(57)2952	(岡谷市・諏訪市・茅野市・諏訪郡)
上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課	TEL 0265(76)6817	(伊那市・駒ヶ根市・上伊那郡)
南信州地域振興局環境課	TEL 0265(53)0434	(飯田市・下伊那郡)
木曾地域振興局総務管理・環境課	TEL 0264(25)2234	(木曾郡)
松本地域振興局環境・廃棄物対策課	TEL 0263(40)1941	(塩尻市・安曇野市・東筑摩郡)
北アルプス地域振興局総務管理・環境課	TEL 0261(23)6563	(大町市・北安曇郡)
長野地域振興局環境・廃棄物対策課	TEL 026(234)9590	(須坂市・千曲市・埴科郡・上水内郡・上高井郡)
北信地域振興局環境課	TEL 0269(23)0202	(中野市・飯山市・下高井郡・下水内郡)

長野市にお住まいの方は、

長野市環境部環境保全温暖化対策課 TEL 026(224)8034

松本市にお住まいの方は、

松本市環境エネルギー部環境保全課 TEL 0263(34)3024

浄化槽の補助金や浄化槽の設置等についてのお問い合わせ先は、

市町村浄化槽担当課

法定検査に関するお問い合わせ先は、

公益社団法人 長野県浄化槽協会	TEL 026(234)7637
■ 検査センター東信支所	TEL 0267(63)1105
■ 検査センター南信支所	TEL 0265(72)5740
■ 検査センター諏訪分室	TEL 0265(53)6201
■ 検査センター中信支所	TEL 0263(47)7851
■ 検査センター北信支所	TEL 026(232)7785